

国立大学法人群馬大学放射線安全委員会規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1

平成22. 4. 1 平成23. 4. 1

平成23.10. 1 平成25. 4. 1

平成26. 4. 1 令和 2. 4. 1

令和 3. 4. 1 令和 7. 4. 1

令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、放射線障害の防止及び安全管理に関する重要事項を審議するため、国立大学法人群馬大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共同教育学部長、情報学研究科長、医学系研究科長、保健学研究科長、理工学府長、食健康科学研究科長、生体調節研究所長及び医学部附属病院長
- (2) 放射性同位元素等を取り扱う施設を有する学部等（以下「管理学部等」という。）の放射線障害予防委員会委員長
- (3) 管理学部等の放射線取扱主任者
(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議し、学長に答申する。

- (1) 放射性同位元素等の管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 管理学部等間の調整に関すること。
- (3) その他放射性同位元素等使用施設の新設、拡充等に関すること。

(議事運営)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、その議事は、出席委員の過半数によって決する。

(事 務)

第6条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則
この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。